

## インターネットバンキングに係る不正送金事犯捜査要領について

平成26年7月2日 警察庁丁情対発第264号、丁情解発第116号  
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長から各管区警察局（総務監察・）広域調整部長、各管区警察局情報通信部長、各警察情報通信部長、各府県（方面）情報通信部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長宛て

### （概要）

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に対しては、これまで各都道府県警察が連携した捜査を推進してきたが、本年さらに被害が深刻化し、過去最悪の状況にあることから、各都道府県警察におけるより一層の連携が必要となっている。

そこで、こうした現状を踏まえ、この種事犯に関する捜査について、各都道府県警察の役割分担をより明確化し、より一層の捜査の効率化を図った上で、効果的な取締りを推進するため、「インターネットバンキングに係る不正送金事犯捜査要領」を作成し、各個別事犯に応じた役割を認識させ、関係都道府県警察及び情報通信部門との連携を指示したものである。